

26. 当面の経済情勢と経済運営について

昭和56年3月17日

経済対策閣僚会議

最近の我が国経済は、国内民間需要の伸びが鈍く、拡大のテンポは引き続き緩やかである。

こうした状況を反映し、生産活動の基調は依然弱含みで推移しており、基礎資材部門を中心として在庫調整の遅れがみられている。また地域別、業種別にみた景気動向に跛行性が生じるとともに、中小企業をめぐる経営環境が悪化し、企業倒産は高水準で推移している。

雇用情勢については、総じて安定的に推移しているが、改善傾向の足踏み状態が続いている。

物価については、卸売物価は鎮静化傾向を続けている。消費者物価も、前年比上昇率はなお高いものの、基調としては落ち着きの方向にある。

この間、国際収支については、経常収支の赤字幅は縮小傾向にあるが、最近の世界経済の停滞状況等に鑑み、今後とも調和ある対外経済関係の形成に努め、対外的な摩擦を惹起することのないよう一層配慮することが要請されている。

こうした情勢に鑑み、政府としては、物価の安定をより確実なものとしつつ景気の維持・拡大を図り、これによって内需を中心とした経済成長をより確実なものとするため、当面下記の方針に基づき措置を講ずることとする。

記

I 景気の維持・拡大

我が国経済は、財政の現状及び世界経済の状況から、内需とくに国内民

間需要の堅調な伸びに依存せざるを得ない状況にある。

このため、現在停滞気味で推移している国内民間需要について、早期にその回復を図るものとし、当面次の施策を重点的に推進する。

なお、円相場については、引き続きその安定を期す。

1. 金融政策の機動的運用

- (1) 内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の機動的運用を図り、市中金利全般の引下げを促進する。
- (2) 設備投資資金、滞貨資金等の各般の資金需要の増大に対し、所要の資金供給の円滑化に引き続き配慮する。

2. 公共事業等の執行促進

- (1) 昭和56年度予算成立後の公共事業等については、促進的な執行を図るものとし、上半期における契約済額の割合が全体として70%以上となることを目途とする。
- (2) 年度当初から契約を円滑に進め得るよう、実施計画承認事務等の早期処理を図る。

なお、豪雪地域における公共事業等について執行の迅速化に配慮するとともに、豪雪被害復旧工事の促進を図る。

- (3) 公社・公団等財政投融资対象機関の行う事業についても、上記に準ずる。
- (4) 地方公共団体においても上記の措置に対応して事業の円滑な執行を図るため必要な措置を講ずるよう要請する。

3. 中小企業対策の円滑な推進

- (1) 中小企業に対する円滑な金融の確保に配慮する。

中小企業の設備投資の促進を図るため、政府系中小企業金融三機関

の設備資金の3月18日以降の新規貸付けについて特段の措置を講ずる。

上記三金融機関の貸付けについて、昭和56年度上半期への適切な資金配分に配慮する。

また、上記三金融機関の貸出手続の迅速化、個別中小企業の実情に応じた既往債務の返済猶予、担保徴求の適切な運用等の指導・要請を行うほか、倒産関連保証制度の機動的運用を図る。なお、民間金融機関からの中小企業向け融資についても、一層の配慮を要請する。

また、豪雪により経営の安定に支障を生じている中小企業者等の緊急な資金需要等に対する既往の措置の的確な実施を期す。

(2) 倒産防止対策の機動的運用を図る。

特に、中小企業体質強化資金助成制度による倒産防止のための融資を繰上げ実施する。

また、倒産防止関係諸施策の機動的な運用、関係中小企業者の連鎖倒産の防止に資するため、関係各省庁をもって構成する倒産防止対策各省協議会の設置を行い、地方においても地域における倒産状況を監視する組織を国の関係機関等の間に設置する。

(3) 56年度予算成立後の中小企業向け官公需について、官公需発注機関の拡充等を行うとともに、上半期における国等の中小企業者向けの契約の金額が前年同期に対し概ね10%増となるよう努める。また、当面公共事業等に関する分割発注を促進することにより中小建設業者の受注割合を極力高いものとするとともに、特に公共建築工事に関する中小建築業者の受注機会の増大に特段の配慮をする。

更に、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等による下請取引の適正化を推進するとともに、中小下請建設業者に対する代金支払の適

正化等取引条件の改善に配慮する。

4. 住宅建設の促進及び宅地供給の円滑化等

(1) 住宅建設の促進を図る当面の措置として、

住宅金融公庫の昭和56年度貸付けについては、上半期中に、需要の動向に即応した相当数の募集を行うこととし、四月中の速やかな募集を開始するよう準備を進める。また、同公庫の貸付対象について、対象範囲の拡大を図る。

民間金融機関の個人向け住宅融資については、金利の引下げ及び融資資金の確保について引き続き配慮するよう指導する。

良質な住宅の低廉な供給を実現するため、木質住宅部材、建設資材等の流通体制の整備を図るとともに既に緒についている新材材、工法、工場生産技術等の開発及び普及を促進する。

(2) また、宅地供給の円滑化等を図るため、農住組合制度の積極的な活用を図るとともに、引き続き、都市再開発等の推進、都市計画法に基づく市街化区域等の区分の見直しの適切な実施、開発許可の適切な運用に努める。

なお、地価についても、投機的な土地取引を防止するため、引き続き、国土利用計画法の的確な運用、地価動向の厳重な監視、土地取得関連融資の自粛の徹底等の施策を推進する。

(3) 更に、現在の潜在的な住宅建設需要を投資環境を整備することによって顕在化することが国民生活の向上とともに国民経済の安定的成長を期するうえからも重要な意味を持つものである点に鑑み、新たに策定される第四期住宅建設五箇年計画の的確な実施を図る。

このため、住宅建設及び宅地供給の促進策の検討を進める。

5. 民間設備投資の推進

設備投資については、引き続き金融面を中心とする投資環境の整備に努めるとともに、政府系金融機関の貸付計画の円滑な実施に努める。

また、中小企業の設備投資の促進に配慮しつつ、省エネルギー投資及び石油代替エネルギー導入投資について、新たに予定されている税制上の措置等による実効を期す。

電力投資については、引き続きその計画的実施を図ることとし、特に本年度電源開発基本計画への新規地点の組入れを促進するほか、電源立地特別交付金の創設等新規の電源立地促進措置の円滑な執行、広報活動の強化による国民的理解の増進、電源立地に必要な許認可等の効率化、迅速化に努めることにより、電源立地の加速的推進を図る。

6. 業況悪化業種等に対する対策

業況が著しく悪化している業種及び構造的な対応を進める必要がある業種については、業種の実情に即応しつつ、所要の資金供給の円滑化に配慮するとともに、特定不況産業安定臨時措置法、中小企業高度化資金事業による設備共同廃棄制度等の活用を図る。

また、雇用調整給付金等の機動的活用により雇用の安定を図る。

7. プラント輸出の健全な伸長

相手国の経済建設にも資するプラント輸出の健全な伸長に資するため、輸出信用の活用を図るとともに、輸出保険制度について共同保険の推進、技術提供契約に含まれる貨物の船積前リスクの付保等を行い、制度の拡充を図る。

Ⅱ 物価の安定

物価の安定は、国民生活安定の基本要件であり、経済運営の基盤をなすものである。このような観点から現在の物価の安定化傾向をより確実なものとするため、今後とも物価の動向に細心の注意を払い、必要に応じて適切な対策を講じていくこととし、これについては「国民生活安定対策等経済政策推進費」の活用を含め一般会計の機動的な執行により対処することとする。

通貨供給量について引き続き注視する。

また、各界が一層の生産性向上に努めることを期待する。

1. 生活関連物資及び国民経済上重要な物資については、需要に応じた供給の確保による価格の安定を基本とし、便乗値上げ等による不当な価格形成が行われることのないよう需給、価格動向の調査、監視を行い、必要に応じ、供給確保のための機動的な対策を実施する。

また、需要の停滞に応じて生産の基調は依然弱含みを続けているが、景気対策の効果が浸透するなかで今後とも需給関係に問題を生ずることのないよう配慮する。

建設資材については、今後の公共事業等の促進的に執行に伴い、需給、価格動向について、引き続き、調査を実施する。

競争制限的な行為による違法な価格引上げを防止するため、独占禁止法の厳格な運用に努めるとともに、同調的値上げの動きを注視する。

2. 灯油等石油製品については、今後とも国民生活に支障を生ずることのないよう石油輸入、備蓄の確保等により円滑な供給に努めるとともに、引き続き、元売、小売段階における価格監視を実施する。

また、消費節約を引き続き推進する。

3. 生活必需物資の安定的供給と価格の安定を図る。

このため、野菜、果物について、計画的な生産、出荷に努めることとし、特に、野菜については、十分な作付を指導するなど、供給の確保に努めるものとする。また、今冬の異常気象による価格の高騰に対処するため、各般の野菜対策を実施しているところである。今後とも、需給の動向を注視しつつ、必要に応じ所要の措置を講ずるなど機動的に対処する。

牛肉について、需給事情に即した適切な輸入、売渡し及び国産牛肉の特別販売を推進するなど畜産物価格の安定に努める。

水産物については、必要に応じて輸入割当制度の適切な運用、生産者団体等に対する出荷指導等に努めるとともに、冷凍水産物の価格の安定に資するため、引き続き、生産、輸入、在庫等の状況について調査を実施する。

米麦の政府売渡価格の改定に伴う便乗値上げの防止に努める。

4. 公共料金については、経営の徹底した合理化を前提とし、物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取扱う。

電力、ガス料金については、円高差益等収支の状況をふまえたうえで、現行料金をできる限り長く維持し、料金の安定に努める。

電話料金については、56年度において、遠距離通話料の引下げを行うとともに、日曜、祝日割引制度を創設するほか、国際電信電話料金についても引き続き引下げを図る。

国際航空運賃については、引き続き方向別格差縮小のための措置を推進する。

5. 為替相場の物価への影響については、今後ともその状況の把握に努め

る。また、市場メカニズムを通じて価格の安定に資するよう、必要に応じ適切な措置を講じていくこととする。

なお、輸入総代理店契約等の国際契約については、並行輸入の阻害等競争制限的条項の有無について厳正な審査を行う。

6. 生活必需物資の需給、価格動向及び物価対策の内容等物価情報の提供については、各種の広報媒体等を通じて積極的に実施する。

また、物価モニターの増員を図るなど消費者啓発の充実に努める。

物価政策の推進にあたっては、国民各層の意見を一層反映させるよう、物価安定政策会議を運営する。

7. 地方公共団体においても、国と同様の方針により引き続き物価対策を推進するよう協力を要請する。